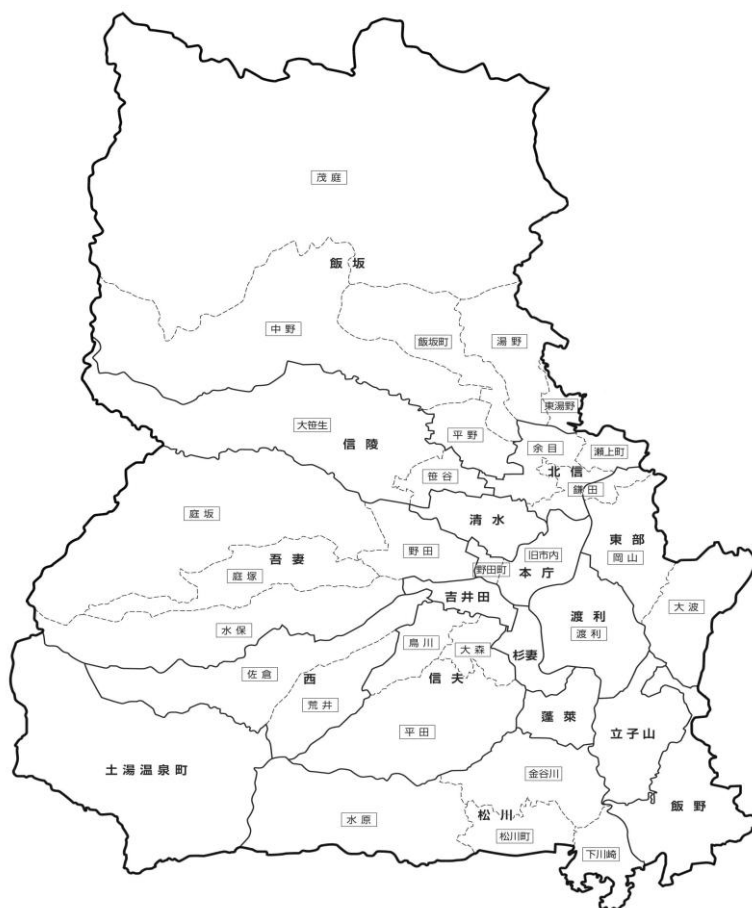


I 市の概況

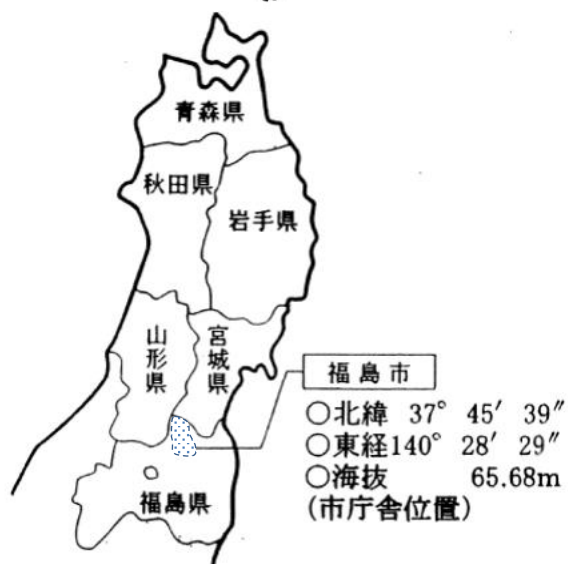
1 福 島 市 略 図



- 市制施行・・・明治40年4月1日
 - 面積・・・767.72 km²
 - 世帯数・・・123,746世帯
 - 人口・・・266,742人
 - 人口密度・・・347.4人／km²
- (令和8年7月1日現在)

福島県面積・・・13,782.81km²
(令和8年4月1日現在)

国土交通省国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」より



2 区域別人口等について

(令和8年7月1日現在)

区 域 名	世 帯 数	人 口	面 積	編 入 年 月 日
本 庁	世帯 20,912	人 38,151	km ² 10.72	明治40年4月1日市制施行 野 田 昭和32年7月1日
渡 利	6,970	14,429	17.50	昭和22年2月11日
杉 妻	6,262	12,333	5.82	昭和22年2月11日
清 水	15,180	34,139	9.17	昭和22年3月10日
東 部	4,200	10,364	29.19	岡山・鎌田の一部 昭和22年3月10日 大 波 昭和30年3月31日 昭和59年10月1日開設 岡山・大波統合
北 信	14,403	31,117	17.28	鎌 田 昭和22年3月10日 瀬 上 昭和22年3月10日 余 目 昭和29年3月31日 平成5年4月1日開設 鎌田・瀬上・余目統合
信 陵	6,123	13,698	48.80	笹 谷 昭和30年3月31日 大笹生 昭和30年3月31日 平成6年7月1日開設 笹谷・大笹生統合
吉 井 田	5,433	12,056	4.52	昭和30年3月31日
西	2,371	6,024	37.06	荒 井 昭和30年3月31日 佐 倉 昭和31年9月30日 昭和59年4月1日開設 佐倉・荒井統合
土湯温泉町	135	302	57.74	昭和30年3月31日
立 子 山	374	922	14.59	昭和30年7月10日
飯 坂	8,106	18,836	270.34	昭和39年 1月1日
松 川	6,746	14,243	63.07	昭和41年 6月1日
信 夫	10,006	23,139	41.21	昭和41年 6月1日
吾 妻	10,096	22,998	111.90	昭和43年10月1日
蓬 萊	4,671	9,479	7.50	昭和50年10月1日開設 新設
飯 野	1,758	4,512	21.31	平成20年7月1日
計	123,746	266,742	767.72	

資料：福島市の推計人口（政策調整部政策調整課データ・統計係）

3 人口及び世帯数の推移について

(毎年7月1日現在)

区分	年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
人 口 (人)		278,533	275,906	272,733	269,468	266,742
世 帯 数 (世帯)		122,990	123,333	123,343	123,356	123,746
面 積 (km ²)		767.72	767.72	767.72	767.72	767.72
1 世 帯 当 た り 人 員		2.3	2.2	2.2	2.2	2.2
人口密度 (単位: 人/平方 km)		363	359	355	351	347
世帯密度 (単位: 世帯/平方 km)		160	161	161	161	161
税 務 関 係 職 員 数		121	118	116	115	115
税務関係職員 1 人当たり人口		2,302	2,338	2,351	2,343	2,319
税務関係職員 1 人当たり世帯数		1,016	1,045	1,063	1,073	1,076

資料: 福島市の推計人口 (政策調整部政策調整課データ・統計係)

4 産業分類 (大分類)、男女別 15 歳以上就業者数について

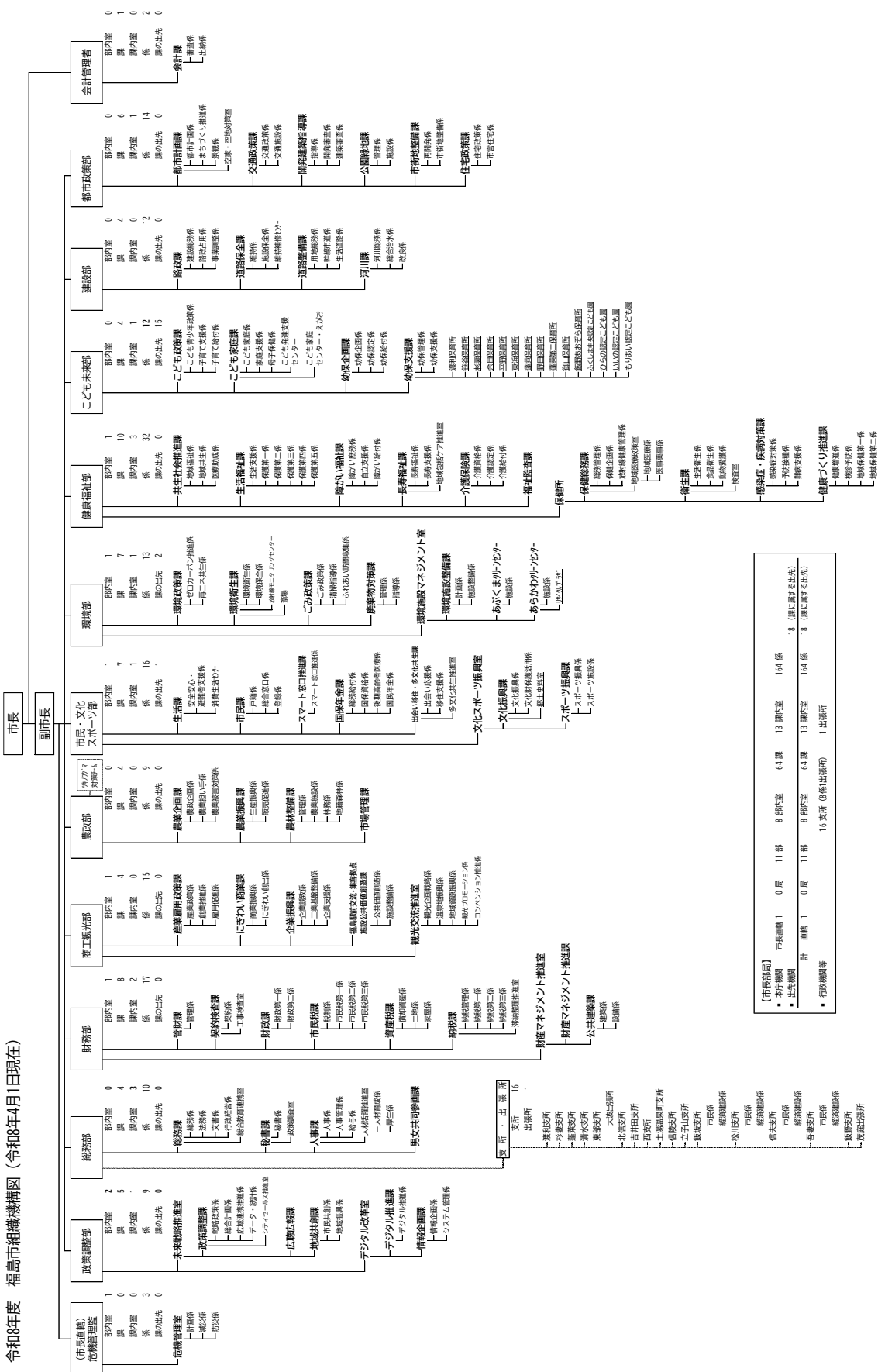
(令和2年10月1日現在)

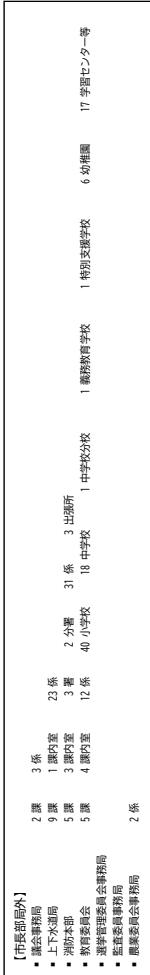
産 業 (大 分 類)	総 数	男	女	構成比
	人	人	人	%
総 数	130,741	72,018	58,723	100.0
農 業 、 林 業	5,055	3,067	1,988	3.9
う ち 農 業	4,909	2,945	1,964	3.8
漁 業	10	9	1	0.0
鉱 業 、 採 石 業 、 砂 利 採 取 業	16	15	1	0.0
建 設 業	9,879	8,119	1,760	7.6
製 造 業	19,331	12,930	6,401	14.8
電気・ガス・熱供給・水道業	1,027	885	142	0.8
情 報 通 信 業	2,262	1,574	688	1.7
運 輸 業 、 郵 便 業	4,919	4,133	786	3.8
卸 売 業 、 小 売 業	18,748	8,962	9,786	14.3
金 融 業 、 保 険 業	3,477	1,659	1,818	2.7
不 動 産 業 、 物 品 賃 貸 業	2,071	1,156	915	1.6
学術研究、専門・技術サービス業	3,862	2,533	1,329	3.0
宿 泊 業 、 飲 食 サ ー ビ ス 業	6,548	2,434	4,114	5.0
生活関連サービス業、娯楽業	4,389	1,707	2,682	3.4
教 育 、 学 習 支 援 業	7,040	3,076	3,964	5.4
医 療 、 福 祉	19,045	5,151	13,894	14.6
複 合 サ ー ビ ス 事 業	1,050	632	418	0.8
サービス業 (他に分類されないもの)	8,560	5,264	3,296	6.5
公務 (他に分類されるものを除く)	8,652	6,129	2,523	6.6
分 類 不 能 の 産 業	4,800	2,583	2,217	3.7

資料: 令和2年国勢調査

5 福島市組織図

令和8年度 福島市組織機構図（令和8年4月1日現在）





6 税務機構と事務分掌等について

(令和8年7月1日現在)

機 構			職 員 配 置 表										事 務 分 掌			
			部長	次長	課長	補課長	係長	主任	主査	副主査	主事	計				
財 務 部	市 民 税 課	税制係			1	1			4	3	2	11	1 税制の総合企画及び調整に関すること。 2 市税（固定資産税、特別土地保有税及び都市計画税を除く。）の調定に関すること。 3 特別徴収に係る市民税及び県民税の調査及び賦課に関すること。 4 普通徴収に係る市民税及び県民税の調査及び賦課に関すること。 5 法人市民税の調査及び賦課に関すること。 6 市民税及び県民税の減免に関すること。 7 軽自動車税の調査及び賦課に関すること。 8 軽自動車税の減免に関すること。 9 原動機付自転車等の標識に関すること。 10 市たばこ税、鉱産税及び入湯税に関すること。 11 地方消費税交付金等に関すること。 12 市税等の諸証明の交付、閲覧の受付及び手数料の収納に関すること。 13 固定資産評価審査委員会に関すること。 14 税務統計等の作成に関すること。 15 徴税吏員等の証票に関すること。（国保年金課所管に属するものを除く。）			
		第一民係税					1		2	3	4	10				
		第二民係税					1		5	2	2	10				
		第三民係税					1		3	4	1	9				
		計	0	0	1	1	3	0	14	12	9	40				
	資 産 税 課	資償係		1			1	1	2	1	1	7				
		土地係					1		5	2	3	11				
		家屋係				1		1	5	3	7	17				
		計	0	1	0	1	2	2	12	6	11	35				

(令和8年7月 1日現在)			職 員 配 置 表									事 務 分 掌		
			部 長	次 長	課 長	補 佐 長	係 長	主 任	主 査	副 主 査	主 事		計	
財 務 部	納 税 課	管納 理係 税			1	1			4	4	3	13	1 納税意識の普及向上に関すること。 2 市税等の過誤納金の還付に関すること。 3 市税等の口座振替に関すること。 4 市収入金の収納管理に関すること。 5 県民税の送納に関すること。 6 市税等の収納決算に関すること。 7 市税等の滞納整理に関すること。 8 市税等の滞納処分に関すること。 9 市税等の欠損処分及び滞納処分の執行停止 に関すること。 10 市税等の交付要求に関すること。 11 市税等の公売事務に関すること。 12 債権管理の総合調整及び指導に関すること。 13 その他徴収事務に関すること。	
		第納 一係 税					1		3	1	2	7		
		第納 二係 税					1		2	2	2	7		
		第納 三係 税					1		4		2	7		
		滞 納 進 室 理				1		1	3		1	6		
		計			1	2	3	1	16	7	10	40		
市 民 ・ 文 化 ス ポー ツ 部	国 保 年 金 課	国 保 資 格 係			1		1		2	3	3	10		
合 計			0	1	3	4	9	3	44	28	33	125		

※ 国保年金課は、国民健康保険税の賦課関係のみ記載

7 税務職員について

(令和8年7月1日現在)

課別	区分	平均年齢	勤続年数	税務職経験年数
市 民 税 課 (部長、次長を除く)		35.5歳	13年6月	3年3月
資 産 税 課		36.0歳	14年5月	2年9月
納 税 課		37.4歳	15年5月	3年8月
国 保 年 金 課 (賦課)		33.6歳	11年2月	2年10月